

危機管理マニュアル

学校が安全な場所であり、一人一人が自己を発揮できてこそ、意欲的に学習に取り組めるものである。児童や教職員、そして、来校する方々の安全を守ることは、本校での教育を推進する上で必要不可欠なことである。

この観点にたち、染地小学校の安全を確保するため、文部科学省「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目」及び、調布市「子ども施設の安全確保緊急プラン」に基づいて、学校安全管理マニュアルを策定する。

I 安全確保のための校内規則

1 校門の開閉

- ① 登校終了後 東門を施錠する。
- ② 下校時東門を開ける。児童の下校が終了した時点で閉める。
- ③ 休日長期休業中 原則として、施錠する。

2 来校者受付の設置

- ① 職員昇降口内に受付を設置する。
- ② 受付には来校者名札と来校者名簿を置く。
- ③ 来校者名簿には、「氏名」「目的」「来校時刻・退出時刻」などを記入させる。

3 名札の着用

- ① 一般／業者 来校者名札を着用してから校舎に入り、退出時に返却する。
- ② 保護者 配布してあるPTA用名札を持参し、着用する。
- ③ 教職員 本校職員は、名札を着用する。

4 警備会社による監視

- ① 監視用カメラ 来校者を監視する。
- ② モニター 設置する。
- ③ 連絡用カメラ 要請者の映像を写し、警備会社が校内で起きている事件を詳しく知り、迅速な対応を図るために設置する。

II 安全管理のための取組

1 校内巡視

- ① 登校時 副校長および看護当番が校内を巡視する。
- ② 授業中 随時副校長が校内を巡視する。
- ③ 休み時間中 看護当番が校内を巡視する。
- ③ 死角となる部分 学校管理補助員と技能主事が随時巡視する。

2 児童への指導

- ① 校内で不審な行動を取る人を見かけたら、身近にいる先生か職員室に報告するよう日ごろからの指導を徹底する。
- ② 学校内での事件や事故の発生を防止するため、日ごろより学校、市、警察等で組織的に取り組んでいることを理解させる。
- ③ 通学路における注意すべき箇所について注意を喚起するとともに、「子どもの家」の設置場所を知らせ、緊急避難できるように指導する。

3 来校者への声掛けの徹底

- ① 教職員は、来校者には声を掛け、挨拶をしながら用事を聞き取る。
- ② 名札を着用していない人には、受付を済ますよう伝え、案内する。

Ⅲ 事件・事故への対応

1、不審者侵入時の対応

①不審者侵入の通報

- 不審者侵入時対応にあたった職員は、すぐに他の職員を呼ぶ。
- 連絡を受けた職員は、**危機管理マニュアル及び教育計画の不審者対応マニュアル**に従って行動する。

②緊急校内放送を行う。

③情報担当者の通報

- 緊急放送により、侵入教室に急行して状況をつかみ、第1報を職員室の校長または副校長に連絡する。第2報、第3報と状況を次々に報告する。

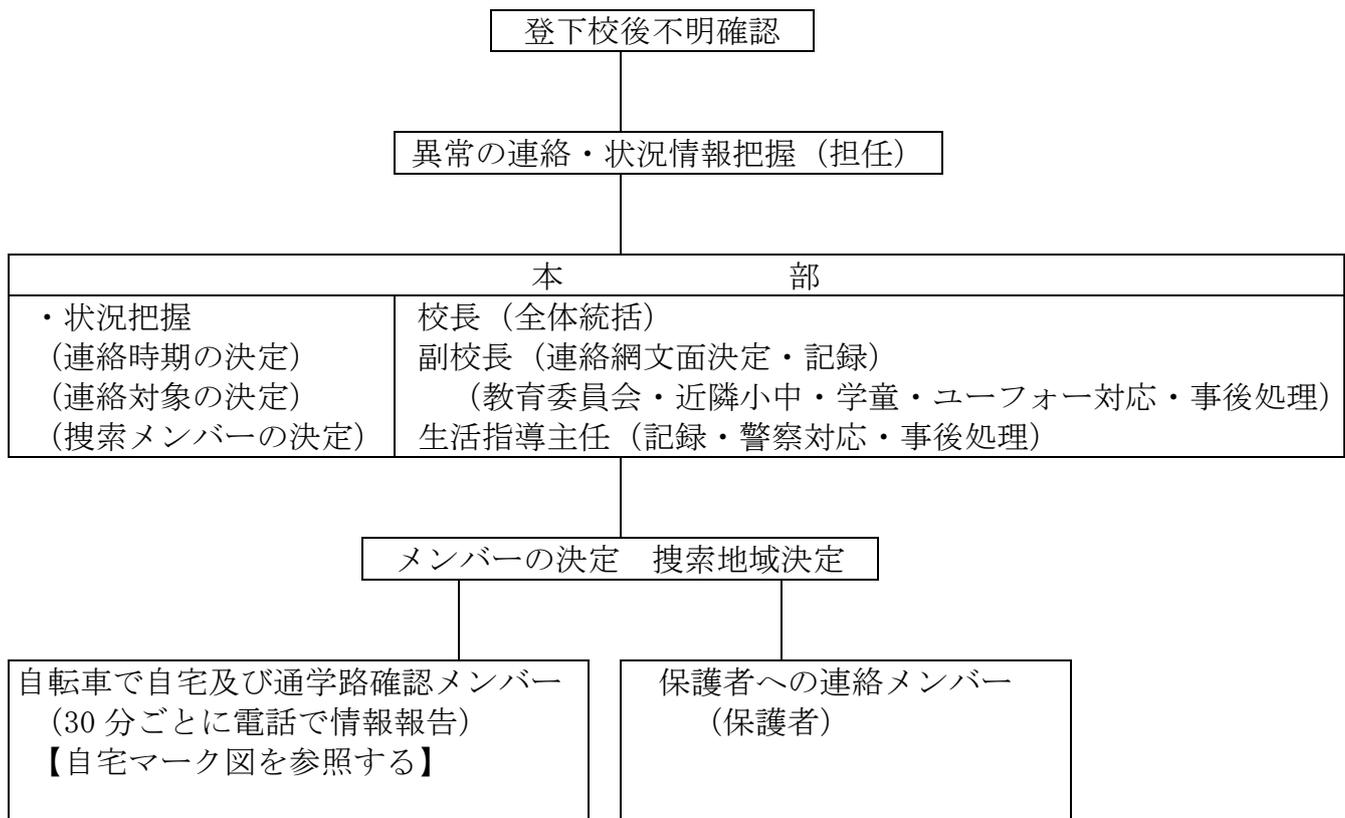
④学校 110 番

- 不審者を発見又は通報を受けた職員は、直ちに学校 110 番へ通報する。
(児童の安全を確保するために、躊躇無く通報する!)

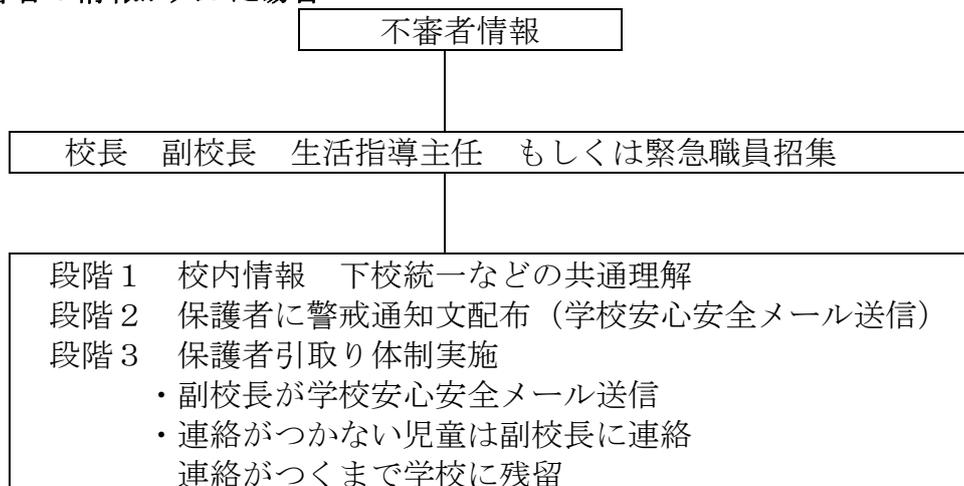
⑤緊急時役割分担

本部外部	校長(副校長)副校長	情報担当	副校長(校長)に指示された職員
通報	副校長、事務	避難誘導	各担任・隣接学年学級の担任
緊急放送	副校長、事務	児童管理	各担任、女性教職員
連絡	(事務)	救援	男性教職員

2 児童が登下校不明の場合



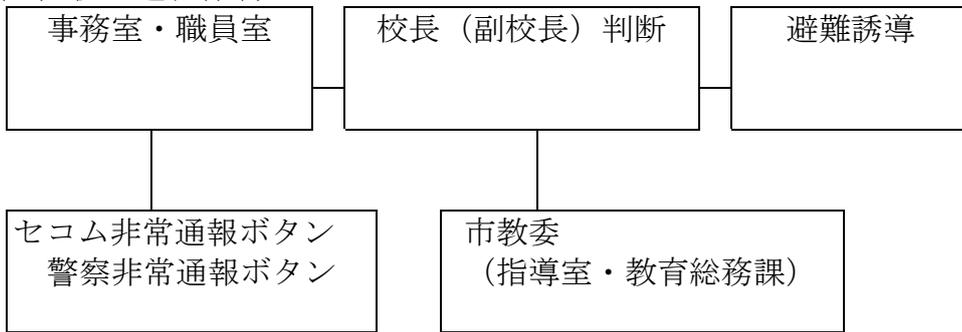
3 地域に不審者の情報が入った場合



4 校内に不審物を発見、及び脅迫電話を受理した場合

1 校内に不審物を発見した場合及び脅迫電話受理時の対応

(1) 校内連絡体制



- ① 不審物を発見した職員・脅迫電話を受けた職員は所用の措置をとった後、状況を直ちに校長へ報告する。（認定などの基準は後記）
- ② 校長は、副校長および生活指導主任・各学年主任、各職員への連絡を行い避難などを指示し、各種対策を講ずる。
- ③ 副校長に指名された職員は事件発生からの逐次記録を確実に行う。

(2) 校内一斉放送の実施

(3) 避難

- ① 避難誘導責任者は副校長とする。不在時は別途責任者を校長が指定する。
- ② 避難誘導責任者は安全な避難経路を選定し、各教職員に児童の避難誘導を指示する。
- ③ 避難時の配慮事項
 - 落ち着いて行動する。
 - 緊急持ち出し文書などを携行する。
 - 校長および避難誘導責任者の指示に従う。
 - 避難は原則として徒歩とする。
- ④ 避難場所
 - 第一次避難場所は校庭とする。
- ⑤ 避難後の安全確認
避難した児童・教職員の人数点呼を速やかに行い、行方不明者などの有無を確認する。
負傷者があった場合は、救急隊を要請する。
- ⑥ 必要に応じて保護者の引き取りを実施する。

(4) 立ち入り禁止区域の指定

必要に応じて一時的にロープなどを用いて立ち入り禁止区域を遮断する。
また、警察などの指示があった場合は、それに従う。

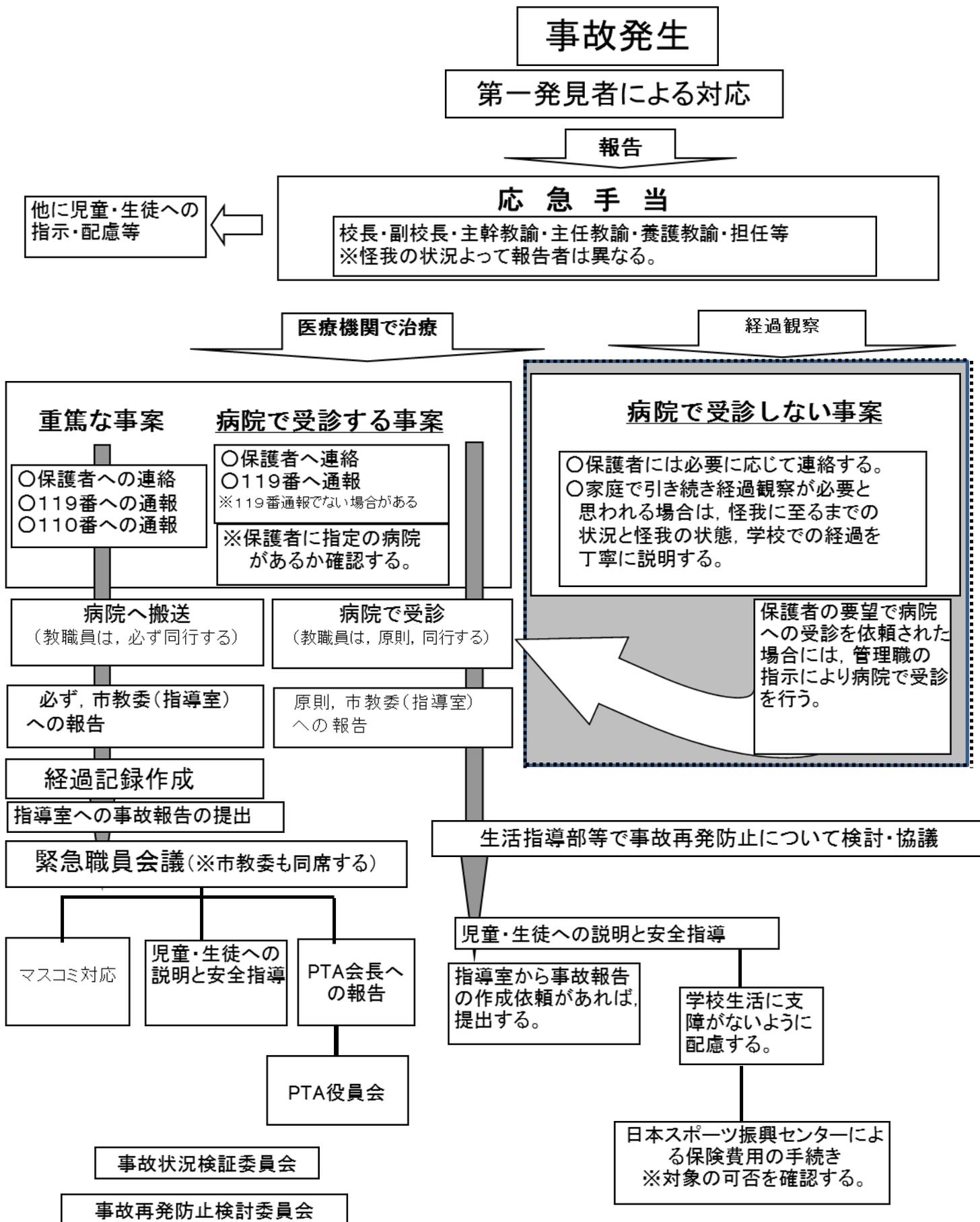
(5) 検索（未発見不審物の発見のため警察などから協力依頼があった場合）

- ① 検索責任者は副校長とする。不在時は別途責任者を校長が指定する。
- ② 検索責任者は、警察など関係機関との不審物検索の協力を当たり、実施状況の把握に努める。

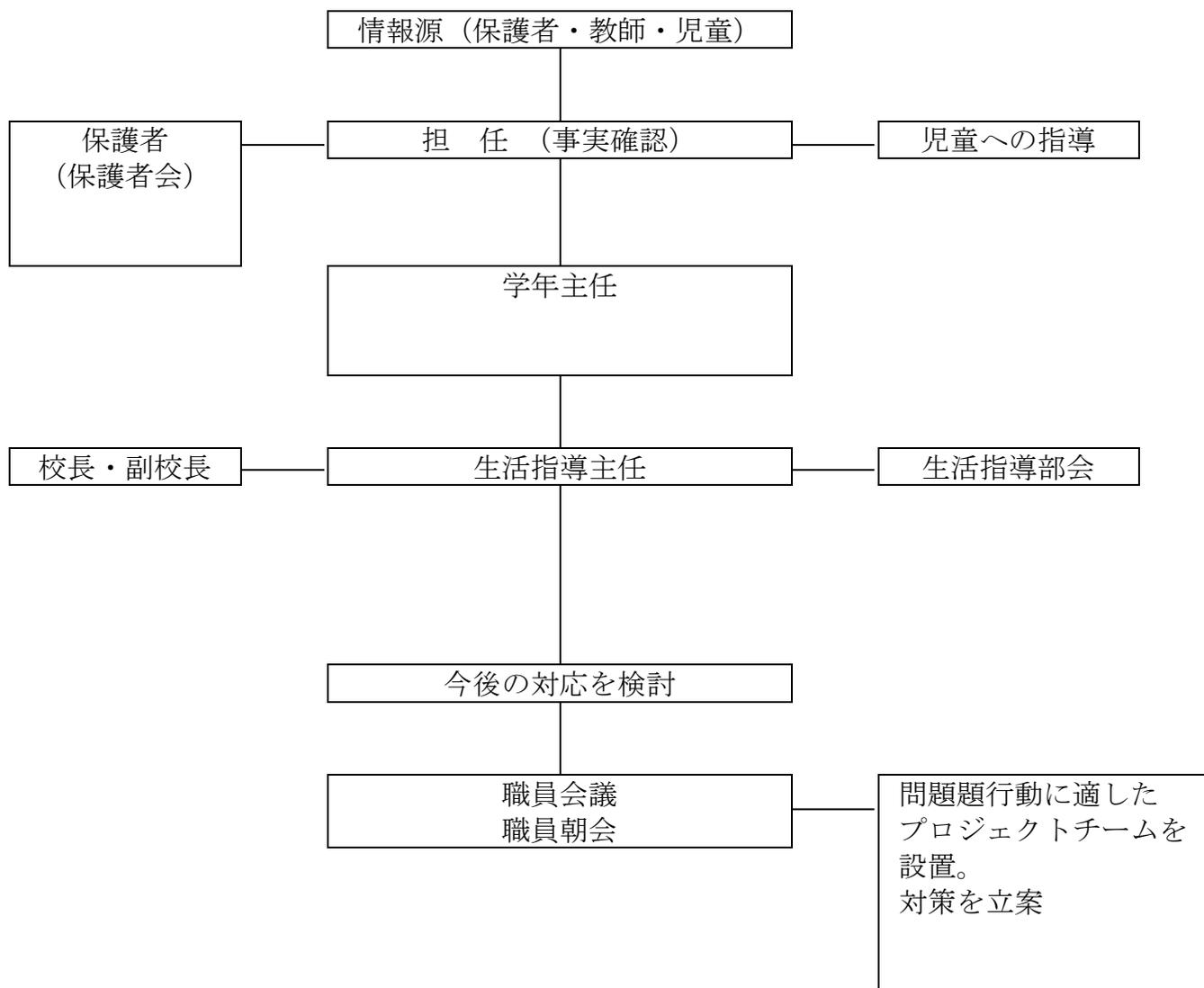
2 避難誘導責任者は、状況を逐次校長に報告する。

3 校長が必要と認めた場合は、調布市立染地小学校災害対策本部を設置し、以後関係諸機関と連携し、その対応に当たる。

5 事故が発生した場合の対応の流れ



6 問題行動が発生した場合の連絡方法



7 アレルギー事故への対応

